

第7回 緑の基本計画検討部会

次第

日 時 令和7年10月2日（木）午前10時00分～

場 所 京都市役所分庁舎4階 第2会議室

次 第

1 開 会	藤澤事業促進担当部長
2 審 議	
素案の審議	
3 閉 会	永田みどり政策推進室長

配付資料一覧

1 次第（本紙）

2 委員名簿

資料1

3 座席表

資料2

4 説明資料

資料3

5 本文案

資料4

6 パブリックコメント案

資料5

7 関係法令等

資料6

- ・京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）及び京都市都市緑化審議会規則
- ・都市緑地法（抄）

京都市都市緑化審議会

緑の基本計画検討部会 委員名簿

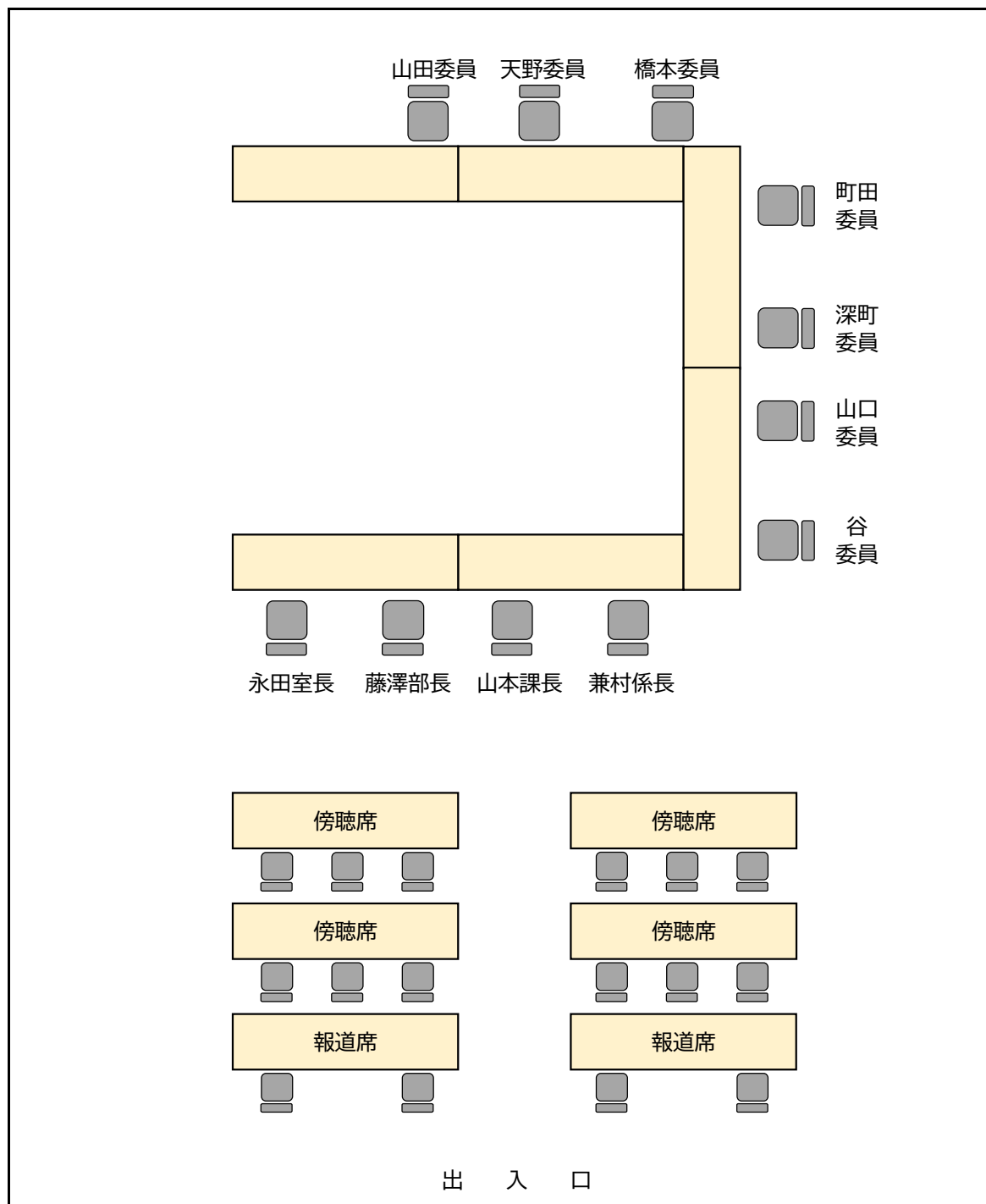
(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 等 ※
あまの はるみ 天野 晴美	京都府私立幼稚園PTA連合会 参与
たに ともこ 谷 萌子	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 理事
はしもと かおり 橋本 佳織	市民公募委員
ふかまち か つ え 深町 加津枝	京都大学大学院 地球環境学堂地球親和技術学廊 准教授
まちだ まこと 町田 誠	一般財団法人公園財団 常務理事
やまぐち けい た 山口 敬太	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
やまだ とよひさ 山田 豊久	一般社団法人京都造園建設業協会 会長

※ 令和7年10月2日時点

第7回 緑の基本計画検討部会
(令和7年10月2日 午前10時00分～)

座席表
於:京都市役所分庁舎4階 第2会議室



第7回 緑の基本計画検討部会

説明資料

<2025.10.02 京都市都市緑化審議会 緑の基本計画検討部会>

目次

スケジュール

素案

審議会意見と対応

将来像

パブリックコメント

実施内容

スケジュール

前年度

審議会3回、部会4回を開催し、素案の全体像までの審議を完了

2025（R7）年度

2025.9.1 審議会
素案の審議

2025.06.02

部会⑤ 素案(前半)の審議等

済

2025.07.22

部会⑥ 素案の審議

済

2025年11月頃 審議会
素案の審議

2025年10.02

部会⑦ 素案の審議

本日

市民意見(パブリックコメント)の募集

2026年春頃 審議会
答申

2026年2月頃

部会⑧(最終) 市民意見を反映した答申案の審議

計画策定

3

素案

審議会意見と対応

■ 第3章 みどりの展望

第20回審議会でのご意見

✓ みどりの展望のうち、「平面図」という表現が分かりづらい

用語の変更(3章 みどりの展望)

これまでの表現	変更後
「平面図」	「現況図」
「イラスト」	「将来像」

※「イラスト」の変更については、よりの確な表現を事務局で検討したもの。

4

■ 第4章 一人ひとりにできること

第20回審議会でのご意見

- ✓ 本計画が行政だけでなく市民の積極的な参加によって成立することを、より明確に章の冒頭文として示すべき
- ✓ 上記冒頭文の中で「おすすめアクション」に触れることで、アクションが「暮らしにみどりを/みどりとふれあう/みどりの未来のために」につながるということが分かると良い

対応方針

- ・ 章の冒頭文を追加【本文案p49】

■ 第7章 みどりの取組(おすすめアクション)

第20回審議会でのご意見

- ✓ 誌面上でより分かりやすく表示すべき
- ✓ 以下のようなアクションを追加すべき
 - ・ 子育て世代が子どもと一緒に取り組めるアクション
 - ・ 4章「一人ひとりにできること」の「みどりの未来のために」に対応するアクション
 - ・ 事業者向けのアクション（例：社屋の緑化）

対応方針

- ・ 各「おすすめアクション」を、より大きく、分かりやすく表示
- ・ 「おすすめアクション」を追加【本文案p71～p78】
特色ある公園を訪れる(公園)、満開のサクラ並木や秋の紅葉を楽しむ(街路樹)、本社や工場の屋上や壁面を緑化(建物の緑化)、自宅や店舗の外構に京都ゆかりの植物を植える(敷地の緑化) 等

作成状況

- 16テーマについて下絵が完成
- 将来像の各テーマに関する解説文を追加【本文案p40～p47】

将来像のテーマ	
1 山紫水明の豊かなみどり	
2 大気や水をきれいに保つみどり	
3 CO ₂ の吸収源となるみどり	
4 色々な生きもののすみかとなるみどり	
5 暮らしの中の文化薫るみどり	
6 心に残る美しい風情を生み出すみどり	
7 人を惹きつける魅力的なみどり	
8 人の営みによる美しいみどり	
9 安心・安全な暮らしを支えるみどり	
10 まちの暑さを和らげる涼しげなみどり	
11 癒しや憩いの場となるみどり	
12 居場所や交流の場となるみどり	
13 遊びやスポーツの場となるみどり	
14 育みや学びの場となるみどり	
15 色々な人の協力により守り育まれたみどり	
16 京都が誇る造園力で美しく設えられたみどり	



各テーマの解説文

将来像(イラスト)

実施内容

- 期間：2026(令和8)年1月上旬から約1か月間(予定)
- 手法：WEB、郵送等で意見を募集
- 公表資料：概要版(A3判2枚程度)、計画全文



京都市みどりの基本計画（本文案）

p1 表紙

p2 目次

みどりの魅力とは

第1章 理念

第2章 みどりの魅力

第3章 みどりの展望

未来に向けて

第4章 一人ひとりにできること

第5章 計画の概要

第6章 方針・施策の方向性

第7章 みどりの取組

資料編

p3 はじめに・市長あいさつ

本計画は、都市緑地法に基づき策定する
京都市の「緑の基本計画」です

京都の美しいみどりを愛する皆様とともに
みどりの魅力や展望を共有して未来に向かう
そんな思いから、本計画を策定しています

本計画では、漢字の「緑」ではなく、
ひらがなの「みどり」を使用しています
この「みどり」という言葉には、
物質的な「緑」に加えて、
多様な価値（幸福感や癒し等）を込めています。

「みどりの魅力とは」パート

p4 第1章 | 理念

京都が目指すみどりの在り方
「京都ならではの」「みどりならではの」の理念を掲げます

p5 山紫水明に息づく文化とともに彩りあふれる千年先の京都へ

美しい山々と清らかな川に抱かれた都市、京都

みどり豊かな風景のなかで、
庭園文化に代表される独自の文化が育まれ、
人々のくらしとともに幾世代にもわたり紡がれてきた

空間とくらしを美しく彩るみどりを守り、育て、
千年先の京都へと引き継いでいく

——この思いを理念に込めて。

p6 第2章 | みどりの魅力

京都のまちやくらしに息づく色々なみどり
その一つ一つの魅力を伝えます

p7 山

京都盆地を囲む三山——東山、北山、西山
山並みの美しい眺めは、京都が誇る
山紫水明の風景であり、まちを包む壮大なみどり
歴史や文化に深く関わり、多くの生きもののすみかにもなる

p8 丘

京都を見つめる3つの丘
——吉田山、船岡山、雙ヶ岡（双ヶ岡）
千年を超える歴史の中で人々に親しまれ、
先人たちが大切に守り続けてきたみどり
市街地にありながら太古からの風景を今に伝えている

p9 竹林

京都を代表する風景の一つ——竹林
嵐山の竹林の小径や散策路、
洛西や伏見の丘陵地に代表されるみどり
樹林とは違う、凜とした風景をもたらし、
国内外の人々を魅了する

p10 草地

草が生い茂る開けた場所——草地
桂川や宇治川の河川敷、
八丁平の湿原、公園や庭園の芝生は、
いずれも京都に息づくかけがえのないみどり
風が通り抜け、鳥や虫にとっても大切な居場所となる

p11 林業地

林業が営まれる場所——林業地
自然林とは異なる、人の営みが生み出す
整然とした風景が広がるみどり
人の手により脈々と受け継がれてきた営みは、
歴史や文化をも支えている

p12 農地

米や京野菜が育まれ、
農業体験や食育にもつながる場所——農地
市街地の南部や山すそを中心に広がるみどり
大地の恵みをもたらす農地は、どこか懐かしく、
都市の環境だけでなく、心と体の健康をつくる

p13 川

京都を代表する川
——鴨川、桂川、宇治川
山紫水明と讃えられる
京都独自の風情をつくり出すみどり
京都には多くの川が流れ、
くらしや文化、憩いや癒しとも
深く結びついている

p14 池

豊かな水をたたえる地——池
深泥池のように太古から存在する自然の池
庭園の池泉のように巧みに設えられた美しい池
宝が池のように人の営みの中で造られたため池
水が絶えず流れる川とは一味違った、
穏やかで静かな水辺の風景をもたらす

p15 疏水

京都に恵みと潤いをもたらす流れ
——琵琶湖疏水
明治期に造営された、
美しい水辺の空間を生み出すみどり
疏水の水を引き入れる無鄰菴等の庭園や、
岡崎公園、東山自然緑地、哲学の道は、
文化やくらしとも深く関わる

p16 公園

くらしに身近な緑地——公園
1,000箇所近くに及ぶ、様々な表情を持つみどり
広大な自然をたたえる宝が池公園、
歴史をまとって佇む円山公園、
大勢の人々で賑う岡崎公園や梅小路公園、
そして日々のくらしに溶け込む近所の公園など
身近で多様な公園は、
子どもからお年寄りまでが遊び憩う、
人々の居場所となる

p17 街路樹

道路沿いに植えられた並木——街路樹
京都では明治期末頃から植え始め、
今では84万本に及ぶ
何世代もの間、京都の人々の手で大切に守られ、
くらしとともに育まれてきたみどり
まちに歴史ある風格を生み出し、
美しい四季の移ろいがくらしを彩る

p18 雨庭

地上に降った雨水を一時的に貯留し、
ゆっくりと地中にしみ込ませる植栽空間——雨庭
京都の雨庭は日本庭園風の独自のもので、
くらしに寄り添うみどり
大雨時の防災に役立つ庭の美しいデザインには、
京都の庭園文化の技が光る

p19 校庭

園、学校、大学にある庭——校庭
児童や学生の学びや憩い、
時には地域の交流の場となるみどり
500を超える学校や園、
40を超える大学とともにある校庭は、
いつの時代も元気な声が響き、
未来の世代を育む

p20 庭園

自然と調和した魅力溢れる空間——庭園
国指定の特別名勝から個人邸の庭まで、
京都には世界屈指の庭園文化が花開く
国内外の人を魅了し続ける美しさは芸術の域に達する一方、
癒しのみどりとしてくらしに根付いている

p21 坪庭

京町家や建物と共に設えられた
小さな庭——坪庭
夏の暑さを和らげる工夫が込められた、
京都の市街地ならではののみどり
前庭、中庭、奥庭は、
限られた空間に季節の移ろいを取り入れ、
建物の内と外を緩やかにつなぐ

p22 社寺林

参道や境内の木立、鎮守の森、
神域の森、社寺の一角をなす山——社寺林
千年を超える京都の歴史の中で、
山すそや市街地に残る深遠なみどり
祈りや信仰の場、そして癒しの場として
まちやくらしに根付いている

p23 名木

巨木、老木、歴史や由緒ある木——名木
京都には今も1,000本近くが残る
移り変わる時代の中にありながら、
京都の人々に親しまれ守られてきたみどり
歴史ある京都ならではの名木の存在は、
空間に風格や深みをもたらす

p24 植物園

多種多様な植物を守り育てる場所——植物園
京都には、行政、企業、大学等、多様な主体が
それぞれに育んできた植物園がある
なかでも京都府立植物園は、
100年にわたって花や樹木を
守り育てている代表的な植物園で、
様々な生きものにとって安らぎのみどり
学びと癒しをもたらす場所として、
多くの人に親しまれている

p25 御苑

市街地の中心エリアに広がる国民公園——京都御苑
周囲4kmにも及ぶ広大で深甚なみどり
かつて公家等の屋敷が建ち並んでいた場所は、
明治以降、約10万本の樹木が茂る豊かなみどりへと姿を変えた
四季折々の表情を見せる御苑は、人々の癒しと憩いの場でありながら、
多くの生きものを育む大切な場となる

p26 御所

皇族の住まいや公務の場
——京都御所と京都仙洞御所
日本の庭園文化の粋を凝らした
美しい空間は、京都が誇るみどり
京都のシンボルとも言える固有の存在は、
国内外の人を惹きつけてやまない

p27 離宮

江戸期に造営された皇族の別荘——離宮
建築と一体となった美しい庭園を持つ桂離宮
山中に造られ、自然に溶け込んだ
景観が魅力の修学院離宮
京都の歴史や文化を象徴するみどりは、
訪れる人々を魅了する

p28 陵墓

天皇や皇族が葬られている場所——陵墓
悠久の歴史の中で築かれ、守られてきた厳かなみどり
京都に所在する天皇陵だけでも伏見桃山陵をはじめ60を超える
数の多さは全国でも群を抜き、京都の歴史の深さを物語る

p29 建物の緑化

建物と一体化した緑化——建物の緑化
壁面緑化と屋上緑化に代表され、
空間に限りのある中心市街地に
みどりを生み出す有効な手立て
現代的なスタイルのみどりとして、
市役所、商業施設、住宅等、
随所に取り入れられている

p30 敷地の緑化

所有する敷地の一部を芝生や木立、
森として活かす緑化——敷地の緑化
公共施設や企業の事業地、
工場の一角等に設えられたみどり
生み出された貴重なみどりは、
まちの美しい風情の一部となっていく

p31 第3章 | みどりの展望

魅力あるみどりがいかに広がりつながっているのか
そこから見据えるみどりの展望を伝えます

p32

鳥瞰図＊－空中写真をもとに、京都の主なみどりを描いた図
山紫水明と讃えられる京都のみどり全体の骨格や豊かさを立体的に示している
【全2パターン】
＊鳥瞰図：鳥の目線で空から見下ろした図

現況図－どのようなみどりがどれくらいあるのかを描いた図
京都のみどりが、まちや暮らしをいかに良くしているか、いかに大切なのかを示している
【全4パターン】

将来像－「このまま続いてほしい」、「こんな未来になってほしい」
そのようなみどりの場面を描いた絵画
京都のみどりの展望の具体的なイメージを示している【全16パターン】

p33 鳥瞰図-1 広域

京都がどのようなみどりに抱かれているのか。東山・北山・西山の美しい山並みと、鴨川・桂川・宇治川の清らかな水の流れ。雄大な山と川のみどりが京都を成立させ、山紫水明の風情を支えている。

p34 鳥瞰図-2 市街地

京都の市街地のみどりを示す。京都ならではの盆地の地形。三山、三川に様々なみどりが加わり、豊かなみどりのつながりを織り成す。自然的なみどり、水辺のみどり、身近なみどり、文化的なみどり、特徴的なみどり等—個性あふれるみどりがいたるところに広がる。

p35 現況図-1 持続可能なまち

持続可能なまちを支えるみどり。都市の自然的な基盤や生きもののすみかとなる他、CO₂の吸収や大気・水質の改善の助けとなる大小様々なみどりが、山間部や山すそはもちろん、市域全体にも広がっている。

p36 現況図-2 豊かなくらし

文化に溢れた豊かなくらしにつながるみどり。山すそでは、京都の風土や文化に関わる面的なみどり(風致地区、法令による保全エリア、農地)が保全され、市街地では線的なみどり(川、街路樹)や、点的なみどり(社寺、保存樹・区民の誇りの木)が市域全体に点在している。

p37 現況図-3 安心なくらし

安心で元気なくらしにつながるみどり。地域活動や災害時の避難のために重要な公園や学校その他、大雨の時の防災に貢献する雨庭が市街地全体に広がっている。

p38 現況図-4 みどりとひとの輪

みどりをより良くする活動が行われている場所。公園や街路樹、山、川等の美化活動や、地域にくらす人々や企業の協力による公園の利活用等、みどりとひとの輪が市街地全体に広がっている。

p39 将来像

16テーマの将来像は
京都ゆかり(京都市立芸術大学出身)の
7名の作家とのコラボレーションによる作品
京都で学んだ芸術家の眼差しも加わった、
親しみと魅力のあるみどりの将来像

p40

1 山紫水明の豊かなみどり

山、川などのみどりが美しく守られている。京都らしい山紫水明の風情をまちに
もたらし、人々が日々の中でそのみどりや風情を愛でている。

2 大気や水をきれいに保つみどり

山、川、農地などのみどりが、大気や水をきれいに保っている。京都のまちに快適な環境
をもたらし、人々がその中で日々のくらしを紡いでいる。

p41

3 CO₂の吸収源となるみどり

山、川、農地などのみどりが、大気や水をきれいに保っている。京都のまちに快適な環境
をもたらし、人々がその中で日々のくらしを紡いでいる。

4 色々な生きもののすみかとなるみどり

樹林、水辺、草地などのみどりが、あらゆる生きもののすみかや通り道になっている。い
のちや生態系が守り育まれ、人々がそれらとのふれあいを楽しんでいる。

p42

5 くらしの中の文化薫るみどり

庭園、社寺林などの文化薫るみどりが、まちの至る所に根付いている。京都の歴史や文
化を今に語るみどりを、人々がくらしの中で身近に感じ、大切にしている。

6 心に残る美しい風情につながるみどり

山の借景、水辺、街路樹などの美しいみどりが京都のまちを彩っている。国内外を魅了する京都らしい景観や風情を生み、人々の心にその美しさが刻まれている。

p43

7 人を惹きつける魅力的なみどり

庭園、名木、水辺などの魅力的なみどりが、人々を惹きつけている。みどりの魅力が京都のまちに活力をもたらし、人々が多彩な交流を楽しんでいる。

8 人の営みによる美しいみどり

庭園、名木、水辺などの魅力的なみどりが、人々を惹きつけている。みどりの魅力が京都のまちに活力をもたらし、人々が多彩な交流を楽しんでいる。

p44

9 安心・安全な暮らしを支えるみどり

雨庭、公園などのみどりが、災害や豪雨から京都のまちを守っている。充実した防災・減災対策のもと、人々が安心・安全な暮らしを送っている。

10 まちの暑さを和らげる心地よいみどり

街路樹などのみどりがいくつもの緑陰を生み、京都の夏の暑さを和らげている。まちに安らぎと潤いを与え、人々が心地よい空間の中で日々を過ごしている。

p45

11 癒しや憩いの場となるみどり

緑道、公園、水辺などのみどりが、平穏な空間を生んでいる。癒しや憩いの時間を京都のまちにもたらし、人々が散歩や散策など思い思いにくつろいでいる。

12 居場所や交流の場となるみどり

身近な公園などのみどりが、地域での交流の場や日々の居場所となっている。京都のまちや地域の絆を育み、人々が楽しく談笑やイベントを楽しんでいる。

p46

13 遊びやスポーツの場となるみどり

運動公園などのみどりが、楽しく体を動かす場となっている。京都のまちや地域が元気になり、人々が心身ともに健やかに暮らしている。

14 育みや学びの場となるみどり

身近な公園などのみどりが、子育ての場や学びの場になっている。京都のまちでの育みや学びが充実し、子どもからお年寄りまでの人々が元気に過ごしている。

p47

15 色々な人の協力により守り育まれたみどり

緑道、公園、街路樹などのみどりが、京都に暮らす・集う人々の協力のもと、大切に守り育まれている。みどりを通じたひとの輪が京都のまちに広がり、人々が質の高いみどりに囲まれて暮らしている。

16 京都が誇る造園力で美しく設えられたみどり

庭園、坪庭、街路樹などのみどりが、造園の技術のもと、美しく設えられている。世界中の人々を惹きつける庭園文化が京都のまちに脈々と受け継がれている。

「未来に向けて」パート

p48 第4章 | 一人ひとりにできること

みどりの未来に向けて、
私たち一人ひとりにできることは
京都市から読者のみなさまへの
メッセージを届けます

p49 一人ひとりにできること

「山紫水明に息づく文化とともに
彩りあふれる千年先の京都へ」の実現

そのためには、
京都に関わるすべての皆様の
ご理解とご協力が欠かせません

みどりは京都のまちや私たちの暮らしを
より心地よく、魅力的にするものです

まずは、みどりを身近に感じるところから
そして、ふれあう、守り育てるへと

少しずつみどりとの関わりを
一緒に広げていきましょう

一人ひとりにできることの具体例
＝「おすすめACTION」を
7章に紹介しています
ぜひ一緒にアクションを広げていきましょう

I 暮らしにみどりを

京都の豊かで魅力あるみどりを
ぜひ日々の暮らしの中で身近に感じてみてください
——あなたの暮らしにみどりの彩りが増えてくるはずです

Ⅱ みどりとふれあう

みどりを「感じる」からみどりと「ふれあう」へ
色々なみどりを巡ったり、楽しんでください
—— 一人ひとりの行動がみどりを大切に^{する}文化につながっていきます

Ⅲ みどりの未来のために

京都を愛する先人たちが守り育てたみどりを、
未来に受け継いでいく取組にご参加ください
—— 彩りあふれる未来の京都が紡がれていきます

p50 第5章 | 計画の概要

理念の実現に向かって
どのように進んでいくのか
計画の概要となる内容を示します

p51 計画の目的

京都市みどりの基本計画は、都市緑地法に基づく計画（法定計画）です。本計画の目的は、理念の実現にあり、そのために、京都のあらゆるみどりの保全と緑化の推進について、理念、展望やメッセージを発信します。これにより、京都に関わる多様な主体の力を結集し、みどりに関する取組を推進します。

p52 計画の期間

計画の歩み

京都市では、「緑の基本計画」が都市緑地法に規定される以前から、みどりのネットワークを重視した計画を策定し、順次改定をしています。引き続き、総合的かつ計画的に、より充実したみどりの実現に取り組めます。

計画期間

2026年度～2035年度（10年間）

※計画の改定について

第1次計画から第2次計画にかけては、内容に継続性はあるものの、理念や方針等の根本的な部分を見直し、誌面構成も全面的に刷新しました。第2次計画から第3次計画にかけては、計画全体の構成から内容に至るまで根本的な見直しを行いました。2036年度の計画の改定（第4次）は、みどりが長期的な視野に立って取り組むべき特性を持っていること、また、計画策定に要する業務の効率化を踏まえながら、見直しの程度を検討します。

これまでの京都市の「緑の基本計画」

1993(H5)年～1998(H10)年 いきいきグリーンプラン京都(京都市都市緑化推進基本計画)

京都のランドデザインとなる緑のネットワークの形成国土交通省の通知により、「緑の基本計画」が法規定される以前に策定

1999(H11)年～2009(H21)年 京都市緑の基本計画(第1次)

拠点の緑や軸の緑、緑同士をつなぐ、緑のネットワークを重要視 → 防災避難路の確保、豊かな都市生態系の創出

2010(H22)年～2025(R7)年 京都市緑の基本計画(第2次)

基本方針のひとつとして、水と緑のネットワークづくりを掲げる → 生態系ネットワーク、風の道を創出

2026(R8)年度～2035(R17)年度 京都市みどりの基本計画(第3次)

生物多様性とマネジメントの視点を強化

みどりの質の向上と社会変化への柔軟性を重視した計画に刷新

p53 計画の背景とポイント

前計画の策定以降、社会状況とともに、みどりに対する社会的期待も変化してきました。

本計画では、これらの社会的期待を背景に、みどりの「質の充実」、「多様な連携」、みどりの「多機能性」の3つを計画のポイントに定めました。また、みどりに関する「京都の特性」を重視することを第4のポイントとしています。

本計画では、これら4つのポイントを随所において反映しています。

p54 他計画等との連携

京都市では、みどりの他にも市政上の重要な分野ごと(環境、都市計画、文化、農林等)に計画を策定しています(いわゆる分野別計画)。また、分野別計画の上位には、京都市の「世界文化自由都市宣言」や「京都基本構想」等があり、本計画はこれらに基づく内容となっています。京都市みどりの基本計画は、上位計画や分野別計画と連携し、取組を展開します。

p55 対象とする区域

対象とする地域は、都市(都市計画区域)だけでなく、山間地域(都市計画区域外)を含めた京都市域全域です。ただし、本計画は、都市緑地法に基づく計画であり、主な内容は都市的な土地利用がされているエリア(市街化区域)に関するものとなります。

p56 対象とするみどり

対象とするみどり*は、京都に存在する「あらゆるみどり」です。面積の大小、公有・民有の別に関わらず、次のすべてのみどりを計画の対象とします。

「自然的なみどり」― 山、丘、竹林、草地
「営みのみどり」― 林業地、農地
「水辺のみどり」― 川、池、疏水
「身近なみどり」― 公園、街路樹、雨庭、校庭
「文化的なみどり」― 庭園、坪庭、社寺林、名木
「特徴的なみどり」― 植物園、御苑、御所、離宮、陵墓
「その他のみどり」― 建物の緑化、敷地の緑化

*都市緑地法には、みどり(緑地)を次のように定義しています。本計画もこの定義に基づいています。「樹林地、草地、水辺地、岩石地、またはこれらに類する土地が、単独で、または一体となって、あるいはそれらに隣接する土地が一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」

p57 みどりのはたらき

みどりには、まちや暮らしに与える様々なはたらきがあります。
ここでは、本計画で京都市が独自に抽出した14のはたらきを示しています。

1 自然基盤

都市の空間や風景の大きな基礎(ベース)となるはたらき

2 大気・水質

都市の大気や水辺の水質を良質に保つはたらき

3 CO₂吸収源

気候変動問題の原因となるCO₂を吸収・固定するはたらき

4 生物生息空間

あらゆる動植物のすみかや通り道になるはたらき

5 歴史・文化

都市の歴史や文化の拠り所やシンボルとなるはたらき

6 景観・風情

三山の借景や歴史的なみどり等、京都らしい景観や風情を生み出すはたらき

7 経済・活力

ひととみどりの多様な関わりを通じて、経済やまちの活力を生み出すはたらき

8 営み・生業

行事や仏事神事等の営みにつながるはたらきや、林業や農業等人の生業につながるはたらき

9 防災・減災

治山治水、雨水貯留、延焼防止、災害時の避難場所等、まちの安心・安全を支えるはたらき

10 暑さ緩和

木陰によりまちの暑熱環境を緩和し、快適性をもたらすはたらき

11 癒し・憩い

平穏な空間での散策や会話等、癒しや憩いの場となるはたらき

12 居場所・交流

色々な人の居場所となるはたらきや、人と人との交流の場となるはたらき

13 遊び・スポーツ

子どもからお年寄りまであらゆる世代の遊びやスポーツの場となるはたらき

14 学び・はぐくみ

あらゆる学びの場や子育ての場となるはたらき

p58 みどりの配置方針

本計画の理念を実現するために重要なのが、みどりの配置方針です。無秩序にみどりを配置するのではなく、社会のニーズや地域の特性に合わせて、ふさわしい場所にふさわしいみどりを計画的に配置する必要があります。本市では、配置方針として、みどりのネットワークを掲げ、その充実を図る上で重点を置く6つの視点を示します。

みどりのネットワーク

みどりのはたらきを効果的に発揮するには、個々のみどりが孤立して存在するのではなく、互いにつながりながら広がっている「みどりのネットワーク」が重要であり、本市ではこれまでからもみどりのネットワーク化に取り組んでいます。今後も以下の考えのもと、みどりのネットワークの維持と充実を図るみどりの配置に取り組めます。

輪のみどり：山、農地

京都の自然的な基盤となる環状のみどりです。
従来からの法的な規制による保全を継続しつつ、
みどりとしての質の充実に取り組めます。

縁のみどり: 山並みと市街地の境界(山すそ)

京都では、山並みにとどまらず、山すそまで含めて保全されていることが大きな特長です。今後もこのエリアに多く残る農地や寺社の庭園といった文化的なみどりの保全に取り組みます。

拠点のみどり: 点在する一定規模以上のみどり*

市街地において、生きものの生息、歴史・文化、地域活動の拠点となるみどりです。今後も保全と質の充実に取り組みます。

* 市営・府営の地区公園・総合公園・風致公園、市営の近隣公園・運動公園・交通公園・市民緑地、京都御苑、元離宮二条城、京都府立植物園、吉田山、雙ヶ岡

軸のみどり: 川、街路樹等

輪、縁、拠点のみどりをつなぐ線的なみどりです。今後も保全に取り組むとともに、質の充実についてもより重点を置いて取り組みます。

点のみどり: 点在する小規模な緑地、農地等

拠点のみどりや軸のみどりの間のつながりを助ける役割のあるみどりです。まちやくらしにおける身近な存在であるとともに、あらゆる生きものにとっては都市における貴重な居場所や通り道になります。公有地だけでなく、民有地も多く含まれるため、行政、企業、市民などあらゆる主体の協力のもと、今後も保全と質の充実に取り組みます。

p59

視点1 緑化重点地区

本市では、都市緑地法に基づく緑化重点地区として市街化区域全域を指定しています。今後も緑化重点地区を中心に緑化の推進に取り組みます。

視点2 みどりの量と質

みどりのネットワークの充実に当たっては、量と質の両方から取り組むことが重要となります。

本市では、みどりの量の指標として緑被率の定期的な調査を行っており、市街地の緑被率は約36%となっています。また、みどりの質については、人口減少社会や成熟した土地利用を背景に、みどりの多機能性を発揮させるため、質の充実に対する期待が高まっています。

以上を踏まえて、本市では今後も緑被率の維持・向上に取り組むとともに、みどりの質の充実により重点を置いた取組を進め、みどりの様々なはたらきを適正なバランスのもと最大化することを目指します。

* 緑被率とは、都市においてみどりが占める面積の割合を示す数値のことです。他都市でもみどりの量を示す一指標として広く用いており、国土交通省の「緑の基本方針」(2024年12月策定)でも緑被率を指標に採用しています。

視点3 グリーンインフラ

グリーンインフラとは、平成27年8月の国土形成計画にその取組の推進が初めて掲げられたもので、「自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本とする社会資本」(国土交通省)です。京都では、公園や街路樹等のグリーンインフラを充実させてきたところですが、平成29年以降は、京都の庭園文化を取り入れ、防災にも資する雨庭整備を展開しています。今後も市域全体の多様な社会問題の解決に向けて、京都で培われてきた技術や学識、地域力と連携し、京都らしいグリーンインフラづくりに取り組みます。

視点4 生物多様性

生物多様性で重要となるのは、生態系、種、遺伝子の多様性です。京都の環境や生物相の豊かさと本来の姿を検討し、生きもののすみか(パッチ)や、そのみどりをつなぐ通り道(コリドー)がつながり広がるよう、量と質の双方から、生物多様性の保全・回復に貢献するみどりの充実に取り組みます。

視点5 民有地緑化

市街地の緑化を進めるには、民有地緑化の更なる推進が必要です。市街地を緑化重点地区にしていることを踏まえ、積極的な民有地緑化に努めることを呼び掛けます。さらに、民有地緑化の量的な確保に加え、京都の風情や周辺環境に調和した質の高いみどりの創出に努めるよう協力を呼びかけます。

視点6 公園

公園の配置については、人口減少社会を迎え、少子高齢化がより進行した未来を迎えるにあたり、公園機能の再編(開発公園等の狭小な公園や利用や機能が著しく低下した公園への対応等)や都市計画決定の見直し等、社会的状況の変化に応じて検討を行います。また、適正な公園面積の確保については、あらゆる契機で検討を行いながら、長期的に粘り強く取り組みます。さらに、老朽化対策や長寿命化対策、バリアフリーやインクルーシブの考え方を含めた安全対策等、公園施設の安全を確保するとともに、地域と協力した管理運営や利活用を図る等、質の向上に取り組みます。

p60 緑化重点地区

緑化重点地区とは、「重点的に緑化の推進に取り組む地区」で、都市緑地法において、本計画において定めることとされており、本市においては、都市計画区域内の市街化区域全域を緑化重点地区として従来から定めています。今後も、この緑化重点地区を中心に、「みどりの基本計画」に掲げる施策の方向性を踏まえながら、グリーンインフラや生物多様性等に資する緑化の推進に重点的に取り組みます。

※本市では、緑化を義務付ける「緑化地域」をこれまで指定していませんが、京都市地球温暖化対策条例に基づき、緑化重点地区内(すなわち市街化区域全域)における一定規模以上の敷地面積における新築・改築のすべてに対して、一定面積以上の緑化等を義務付けています。

※本市では、緑地の保全に配慮する「保全配慮地区」としての指定はしていませんが、特別都市緑地保全地区や歴史風土特別保存地区、風致地区等の地区を指定することにより、緑地の保全に取り組んでいます。

p61 モニタリング・目標

本計画では、方針や施策の方向性に基づく様々な取組を、行政や京都に関わる多くの方々が連携して実施することで、理念の実現を目指します。そのために実施する計画のモニタリングは、レーダーチャートによる総合評価を中心とし、緑被率等についても継続的な調査を行います。

レーダーチャートによる総合評価は、京都のまちやくらしの独自性やみどりの多機能性、市民の実感や施策の成果により重点を置き、行政と市民の視点から調査します。計画に基づきみどりの量と質の双方の観点で取組を進め、多くの人々が豊かなみどりを身近に実感し、みどりにふれあう行動やみどりを守り育む行動が広がると、モニタリングの結果も向上します。モニタリングでは定期的な調査を行い、その結果については、京都市都市緑化審議会への報告、庁内共有、公表を行うことで、計画の的確な推進を図ります。

p62 第6章 | 方針・施策の方向性

計画の理念の実現に向けたアプローチ、
方針と施策の方向性を示します

p63 計画の体系

p64 方針 I 多様ないのちに寄り添い、持続可能なまちをめざす

山紫水明と讃えられる京都の豊かなみどりと、そこに息づく多様な生きものたち。それらがつながりを持てるよう、みどりを大切に守り育てることで、千年先へと続く持続可能なまちを目指します。

p65

施策の方向性1 豊かな自然環境

持続可能なまちの基盤となるみどりを守り育てる

京都は千年を超える歴史の中でまちやくらしと共にみどりを育んできました。そして、近年は世界的に気候変動への対策がより強く求められており、みどりの役割がこれまで以上に重要になっています。これからも京都が誇る豊かなみどりの保全に取り組めます。

施策の方向性2 多様な生きもの

生物多様性の保全・回復につながるみどりを守り育てる

京都には様々なみどりが至る所にあり、生きもののすみかや通り道にもなっています。そうしたみどりは、京都のような大都市では意識して守らなければ少しずつ失われていく恐れがあります。多様な生きもののすみかや通り道となるみどりを守り育てます。

p66 方針Ⅱ 絆と文化をみどりで紡ぎ、豊かで安心な暮らしをはぐくむ

悠久の歴史の中でみどりを通じて紡がれた人と人とのつながりや文化。これからもみどりを大切に受け継ぎ、豊かで安心な暮らしをはぐくみます。

p67

施策の方向性3 京都の文化と風情

京都に息づく文化や風情を支えるみどりを形成する

庭園や名木等のみどりは、京都ならではの文化や風情を生み出しています。こうした歴史的なみどりを未来に受け継ぐとともに、京都の新たな文化や風情につながるみどりを守り育てます。

施策の方向性4 安心で元気な暮らし

安心安全で心と体のすこやかさに貢献するみどりを形成する

身近な近所の公園や街路樹、水辺の空間等のみどりは、何気ない存在ですが、地域のつながりや、健康的な心身、安心安全な暮らしを支える重要な存在です。安心で元気な暮らしにつながる身近なみどりの確保に今後も取り組みます。

施策の方向性5 まちの活力

多彩な交流を生みまちの活力につながるみどりを形成する

魅力的なみどりは、人とみどりととの多彩な交流を生み、京都に活力をもたらします。まちの活力を高める魅力的なみどりの創出に取り組みます。

p68 方針Ⅲ みどりとひとの輪を広げ、後世に庭園文化都市をつなぐ

みどりに集う人々が織りなすつながりと、京都の庭園文化の中で培われてきた造園の技術を活かし、上質なみどりに溢れた京都を後世へとつなぎます。

p69

施策の方向性6 地域力の発揮

多様な主体との連携により みどりの質を高める

市民や大学、企業、各種団体等、京都のみどりに関わる人々の知恵と行動を、京都の地域力としてみどりの利活用や管理といったあらゆる場面で積極的に活かすことにより、みどりの質を更に高めます。

施策の方向性7 造園力の活用

世界に誇る造園力を活かし みどりの質を高める

剪定や植栽等の技術にとどまらず、美しく魅力的で心を動かす空間を生み出す力は、造園の大きな特長です。卓越した京都の造園力を活かし、どこを見ても庭園のように設えられた、質の高いみどりを実現します。

p70 第7章 | みどりの取組

京都市としてのみどりの取組と
読者の方に向けたおすすめアクションを示します

p71

山

- 緑豊かな風景や京都らしい歴史的な風土につながる山や山すそのみどりは、法的な規制等により保全します。
＞京都市景観計画
- 景観の重要性、斜面の防災、地域生態系の観点を踏まえ、健全な森林を目指します。
＞京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン

おすすめACTION

- ✓「京都一周トレイル」にチャレンジ
- ✓「千年の都を育む山と緑」を散策
- ✓「京の森づくり」に参加

丘

- 吉田山、船岡山、雙ヶ岡は、都市における重要なみどり等として、法的な規制等により保全します。
＞京都市景観計画
- 国指定の名勝で、本市が管理する雙ヶ岡は、市民に親しまれる場所として保存します。
＞京都市文化財保存活用地域計画
- 都市の景観を向上させる貴重なみどりとして吉田山緑地を、身近でくらしにとけこむ公園として船岡山公園を保全・活用します。

おすすめACTION

- ✓ 吉田山、船岡山、雙ヶ岡を散策する

竹林

竹林は山や庭園等に含まれることが多く、それらの一部としての各所有者により保全に取り組みられることとなります。

- 緑豊かな風景につながる竹林のみどりは、法的な規制等により保全します。
＞京都市景観計画
- 嵐山の「竹林の小径」や「竹林の散策路」は、人々を魅了する市内随一のみどりであり、引き続き保全します。

おすすめACTION

- ✓竹林の風景を楽しむ
- ✓竹林が主役の公園を訪れる

p72

林業地／農地

- 生態系や環境に配慮した農林業の推進、農地や森林の恵みを活かした京都ならではの文化の継承や魅力の向上、市民と農地や森林の関係性の深まり等の観点を踏まえ、引き続きその保全・活用に取り組みます。
＞京都市農林行政基本方針
- 市街化区域内の優良農地等については、生産緑地地区に指定し、保全を図ります。＞京都市情報館「生産緑地地区について」

おすすめACTION

- ✓京の旬野菜を味わう
- ✓農業体験や市民農園に挑戦
- ✓京都市産の材木を使う

草地

現在の京都において、独立した草地として存在している主なものは八丁平の湿原です。

- 八丁平の湿原は、自然環境調査の実施等により、保全と利用に取り組みます。
＞京都市情報館「八丁平の湿原と森」
- 公園においては、地域の特性や安全性の確保等も踏まえ、環境や生きものに配慮した草地づくりに取り組みます。

おすすめACTION

- ✓八丁平の湿原を散策
- ✓宇治川のツバメのねぐらを観察
- ✓鳴く虫を観察

p73

川

京都には、鴨川、桂川、宇治川の三川をはじめ、大小様々な川が流れています。

- 市民の安心・安全の根幹となる治水を前提として、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」へと再構築する、川づくり・水辺づくりに取り組みます。

＞京都市河川整備方針

おすすめACTION

- ✓ キャンプ場で川遊びを楽しむ
- ✓ 水辺の保全活動に参加

池

- 国指定の天然記念物である深泥池は、調査事業を継続しながら、池の生態系改善に取り組みます。
＞京都市文化財保存活用地域計画
- 農業用ため池は、定期的な点検、補修、機能強化等により、農作物の安定供給とため池の安全性の向上を図ります。
＞京都市農林行政基本方針
- 公園にある池は、それぞれの池の持つ由来や風情を大切にしつつ、環境や地域との調和を図り、引き続き保全・活用に取り組みます。

おすすめACTION

- ✓ 宝が池(公園)でのんびり
- ✓ 天然記念物・深泥池で生き物観察

疏水

琵琶湖疏水は、第1疏水、第2疏水、第2疏水連絡トンネル、疏水分線の4つから成り、総延長は約31kmに及びます。そのなかには、国宝・重要文化財に指定されている箇所が含まれる他、公園等身近な暮らしに寄り添う箇所も含まれます。

- 琵琶湖疏水は、その魅力を高め、地球環境にやさしい事業運営を行います。
＞京(みやこ)の水ビジョン -あすをつくる-
- 岡崎公園や東山自然緑地等、疏水と関係が深い公園は、疏水と公園の魅力が一体的に高まるように取り組みます。

おすすめACTION

- ✓ 疏水を散策する

p74

公園

京都市が管理する1,000箇所近い公園は、それぞれの特性に応じて、以下のような公園を目指し、魅力の向上に取り組めます。

- 市街地における貴重な自然環境を保全し、京都本来の生態系や生きものの多様性を育む公園
 - 京都特有の歴史や文化に深く関わるみどりを保全・活用し、次世代に受け継ぐ公園
 - それぞれの地域の環境やくらしに寄り添い、子育てや学び、地域内の交流を育む公園
 - 京都での都市生活における癒しや憩い、遊びやスポーツの貴重な場として、心身の健康をもたらす公園
 - 市街地の暑さを和らげ、大気浄化を促進し、快適な空間を創り出す公園
 - 一定のオープンスペース等の確保等により、地域の防災拠点として機能する公園
 - 老朽化した施設や樹木を適切に管理した安心安全な公園
 - 市民、学生、企業等、公園を愛する人々の力が活かされた公園
 - 剪定や植栽、庭園づくり等、京都の歴史の中で培われてきた高い造園技術が活かされた公園
-
- それぞれの年齢や個性、環境に応じてスポーツやレクリエーションを楽しんでいる公園
＞「京都市市民スポーツ振興計画追補版」

おすすめACTION

- ✓ 特色ある公園を訪れる
- ✓ 身近な公園をきれいにする
- ✓ 公園で地域の交流イベントを開く
- ✓ 運動公園でスポーツを楽しむ
- ✓ 公園のボランティア活動に参加
- ✓ 公園基金への寄付を通じて社会貢献

p75

街路樹

京都に近代的な街路樹が初めて植えられたのは、1912年です。それ以降、街路樹の整備に継続的に取り組み、現在では、高木が約4万本、低木が約80万本に及んでいます。

また、街路樹の剪定や更新など、高い水準の育成管理に継続的に取り組んでおり、都市における重要なみどりとなっています。

以下の方向性のもと、質が高く、持続可能な街路樹の実現に取り組めます。

- 市街地の暑さを和らげ、大気の浄化を促し、快適な空間を創り出す街路樹
- 点在するさまざまなみどりを空間的につなぎ、京都の豊かなみどりのネットワークを支える街路樹
- 植物の美しさと季節感をくらしにもたらし、京都の美しい風情を生み出す街路樹
- 日々の育成管理、倒木の予防、計画的な樹木更新などにより、安全性と健全性が保たれた街路樹
- サクラやイチヨウの並木など、周辺の環境や風情と調和した計画的な整備により、京都に彩りや活力をもたらす街路樹
- 市民、学生、企業など、さまざまな人々との協力により守り育まれた街路樹
- 京都の美しい風情と調和した緑の空間づくりなどで培われた、造園の高い技術が活かされた街路樹

おすすめACTION

- ✓ 散歩しながら四季の花を楽しむ
- ✓ 満開のサクラ並木や秋の紅葉を楽しむ
- ✓ 街路樹のボランティア活動に参加

雨庭

京都市が所管する雨庭は、庭園文化の継承を担う京都の造園力を活かし、道路上等の公共用地を中心に整備を進めています。

- 企業や地域等との情報交換や連携により、民有地や地域における雨庭の展開に取り組みます。

おすすめACTION

- ✓ 雨庭で和の花鑑賞
- ✓ 雨庭をくわしく知る
- ✓ 自宅や会社の庭を雨庭に

校庭

- 市立の学校は、みどり豊かな生垣や校庭、記念樹等を児童・生徒が自然に親しむ、潤いとゆとりある教育環境づくりに役立てます。
＞京都市学校施設行動計画

p76

庭園／坪庭

庭園は社寺等に付随するものが多く、坪庭は京町家等に付随するものが多いため、主に民有のみどりです。

- 元離宮二条城は、文化財、世界遺産として守り受け継ぐとともに、活用とおもてなし機能の強化を図ります。
＞「京都文化芸術都市創生計画」
- 無鄰菴、旧三井家下鴨別邸、岩倉具視幽棲旧宅は、文化財として適切に維持管理するとともに、施設が有する機能を活かし、積極的な活用を推進します。
＞「京都文化芸術都市創生計画」
- 公園に含まれる庭園(円山公園 園池、梅小路公園 朱雀の庭)は、作庭の意図や周辺環境との調和を踏まえ、適正に保全します。

おすすめACTION

- ✓「山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化」から庭園の魅力を再発見
- ✓「京都を彩る建物や庭園」から美しい庭園や坪庭を知る
- ✓庭園を訪ねてみる

p77

社寺林

社寺林は基本的にそれぞれの社寺が所有するみどりです。

- 歴史的な風情や自然豊かな京都を支える
- 緑豊かな風景や京都らしい歴史的な風土につながるみどりは、法的な規制等により保全します。
＞京都市景観計画

おすすめACTION

- ✓「山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化」から庭園の魅力を再発見
- ✓「京都を彩る建物や庭園」から美しい庭園や坪庭を知る
- ✓庭園を訪ねてみる

名木

- 天然記念物等の文化財に指定されている名木は、文化財保護法の主旨に沿って、その保全に引き続き取り組みます。
＞京都市文化財保存活用地域計画
- 市民に親しまれ、一定の要件を満たす名木は、保存樹制度等による指定や支援を通じて、その保全に取り組みます。
＞京都市情報館「京都市の保存樹」
＞京都市景観計画
- 地域に受け継がれてきた古木や名木は、区民の誇りの木として指定し、次の世代に伝えていけるよう保全に取り組みます。
＞京都市情報館「区民の誇りの木」

おすすめACTION

- ✓ 身近な名木巡り

p78

植物園／御苑／御所／離宮／陵墓

- 植物園、御苑、御所、離宮、陵墓は、京都市とは別の官公庁が所有しており、各所有者が適切に管理等を行います。
各所有者 京都府立植物園＝京都府 御苑＝環境省 御所・離宮・陵墓＝宮内庁
- 京都市では、各所有者と情報交換等を行い、本計画との連携を図ります。

おすすめACTION

- ✓ 植物園でゆったり植物鑑賞
- ✓ 京都御苑を散策
- ✓ 御所や離宮を参観

建物の緑化／敷地の緑化

- 一定面積以上の敷地における新築・改築は、緑化を義務付ける制度（建築物等の緑化促進制度）を引き続き実施します。
＞京都市地球温暖化対策条例
- 美観地区等、一部の地域においては、地域の特性に配慮した緑化を図ります。
＞京都市景観計画

おすすめACTION

- ✓ 自宅や店舗の外構に京都ゆかりの植物を植える
- ✓ 本社や工場の屋上や壁面を緑化
- ✓ 自宅や自社の敷地の一部を緑化

p79 あとがき

先人たちから受け継いできた、
京都の豊かで多様なみどりを
大切に次の世代に守り育む

そのために一人ひとりにできることとは...

たくさんの思いやメッセージを
この計画に込めました

「山紫水明に息づく文化とともに
彩りあふれる千年先の京都」の実現に向けて
共に歩んでいきましょう

以上

「京都市みどりの基本計画」 パブリックコメントの実施

2025.10.2時点 案

京都市のみどりに関する方針等を定める「みどりの基本計画」について、現行計画が2025（令和7）年度で満了するため、次期計画の案を取りまとめました。
策定の参考とするため、意見を募集いたします。

公表資料

- ① **概要版**：計画概要や策定背景をまとめた資料
- ② **計画全文**：計画全文の素案 ※京都市ホームページでのみ公開いたします

意見の送付方法

- ① **投稿フォーム**：京都市ホームページから意見を投稿できます。
- ② **郵送等**：添付の意見記入用紙をご利用ください。

検討の経過

計画の検討にあたっては、「京都市都市緑化審議会」やその下に設置した「緑の基本計画検討部会」において、外部有識者による審議を行ってきました。

写真

京都市ホームページ

公表資料のデータ版・投稿フォームを公開しているほか、これまでの検討の経過もご覧いただけます。

下記のURL又は右記の二次元コードよりご覧ください。

<https://~~~~~>

コード

京都市みどりの基本計画(概要) 1/2

概要

「みどりの基本計画」は、市町村が都市緑地法に基づいて定めるみどりについてのマスタープランで、市内のみどりを守り育むための計画です。

対象地域	市域全域 … 主な対象区域は都市計画区域
対象とする「みどり」	あらゆる「みどり」… 原生的/二次的、私的/公共の別や、面積の大小を問わない
目的	多様な主体との連携により、みどりの「保全」と「創出」を推進する
計画期間	10年間(2026～2035年)

計画のポイント

次期計画策定の背景として、京都のみどりの特性と、みどりに対する社会的期待の高まりがあります。これらを踏まえた4つのポイントを、計画の各所に反映しています。

京都のみどりの特性

豊かなみどりと地域力・造園力

長い歴史の中で特徴的なみどりが守られ、
地域力と造園力が育まれてきた

高水準の緑被率

- ・緑被率増の達成（2011/35%→2025/36%）
- ・国交省「緑の基本方針」の目標30%を達成

みどりに対する社会的期待の高まり

地域との連携、事業者等の参画

2022 国交省「都市公園新時代」

民間活力の最大限の活用

2017 改正

生物多様性

2018 国交省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

グリーンインフラ

2024 国交省「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」

well-beingの実感

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、
Well-beingか実感できる緑豊かな都市」

ポイント① **京都**の独自性

ポイント② みどりの**質の充実**

ポイント③ 多様な主体の**連携**

ポイント④ みどりの**多機能性**

計画の構成

みどりの魅力とは（前半）

京都のみどりの豊かさ・魅力を発信

1章 理念 **京 都**

『山紫水明に息づく文化とともに 彩りあふれる千年先の京都へ』

2章 みどりの魅力 **京 都** **質の充実**

京都の魅力的なみどりを紹介

3章 みどりの展望 **京 都** **連 携** **多機能性**

鳥瞰図、現況図、将来像を用いてみどりの現状と展望を提示

未来に向けて（後半）

計画詳細や、具体的な取組の内容を示す

4章 一人ひとりにできること **京 都** **質の充実** **連 携**

多様な主体に対し、みどりに関わる取組の実施や連携を呼びかけ

5章 計画の概要 **京 都** **質の充実** **連 携** **多機能性**

計画の期間や対象等の基本的な情報を記載

6章 方針・施策の方向性 **京 都** **質の充実** **連 携** **多機能性**

計画の骨格となる3つの方針と7つの施策の方向性を提示 ➡ 概要2/2に詳細

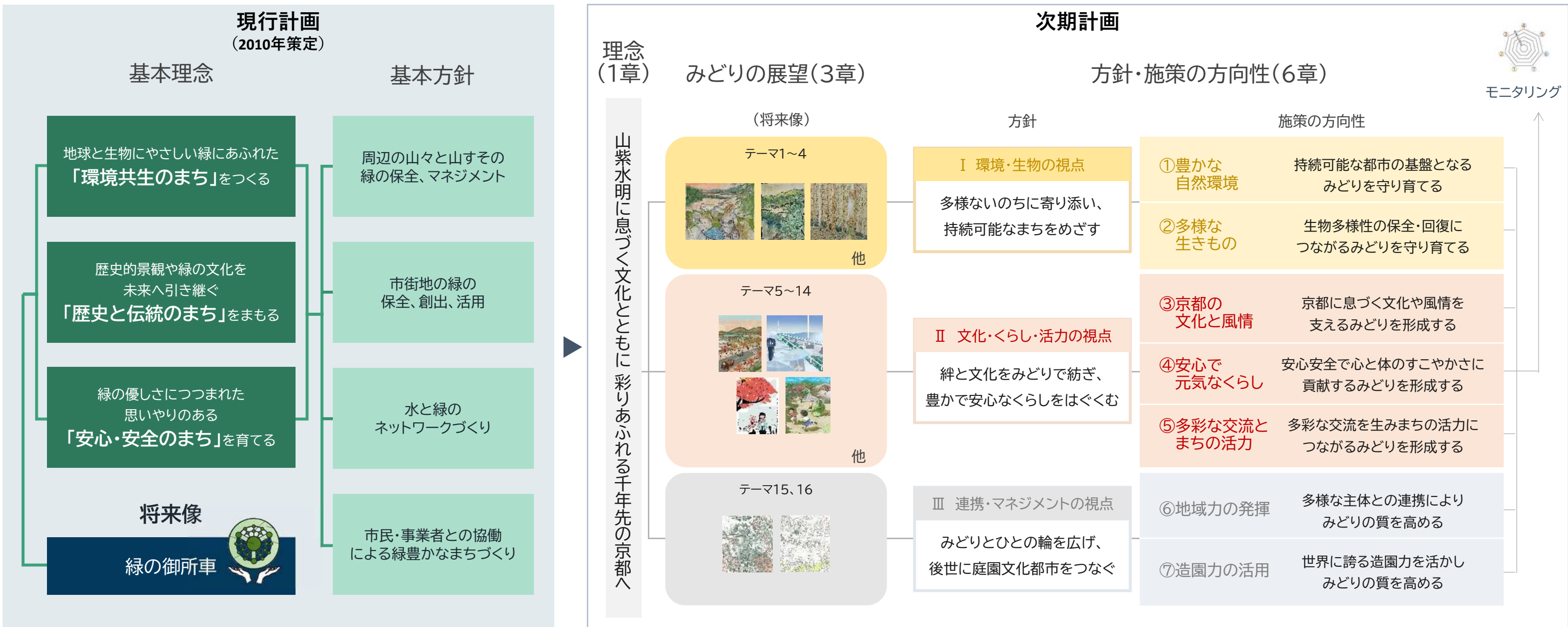
7章 みどりの取組 **京 都** **質の充実** **連 携** **多機能性**

本市の取組と、多様な主体に向けた「おすすめアクション」を提示

京都市みどりの基本計画(概要) 2/2

計画のフレーム

- ・ 現行計画から、前ページの4つのポイントの視点をさらに充実し、計画の理念、方針、施策の方向性を定めました。計画のモニタリングには、施策の方向性を軸にした総合的な指標を用います。
- ・ 将来像は、方針・施策の方向性ともリンクした16のテーマで描かれています。多様な主体との連携の一環として、京都市立芸術大学出身作家とのコラボレーションを実施しました。



みどりの取組 (7章)

みどりに関する具体的な取組は、本市の他の計画に掲げられたものも含め、7章「みどりの取組」に記載しています。以下はその抜粋です。

公園

京都市が管理する1,000箇所近い公園は、それぞれの特性に応じて、以下のような公園を目指し、魅力の向上に取り組めます。

- ・ 市街地における貴重な自然環境を保全し、京都本来の生態系や生きものの多様性を育む公園
- ・ 市街地の暑さを和らげ、大気浄化を促進し、快適な空間を創り出す公園
- ・ 市民、学生、企業等、公園を愛する人々の力が活かされた公園
- ・ 剪定や植栽、庭園づくり等、京都の歴史の中で培われてきた高い造園技術が活かされた公園
- ・ それぞれの年齢や個性、環境に応じてスポーツやレクリエーションを楽しんでいる公園 等

街路樹

以下の方向性のもと、質が高く、持続可能な街路樹の実現に取り組んでいきます。

- ・ 市街地の暑さを和らげ、大気浄化を促し、快適な空間を創り出す街路樹
- ・ 植物の美しさと季節感をくらしにもたらし、京都の美しい風情を生み出す街路樹
- ・ 市民、学生、企業など、さまざまな人々との協力により守り育まれた街路樹
- ・ 京都の美しい風情と調和した緑の空間づくりなどで培われた、造園の高い技術が活かされた街路樹 等

雨庭

京都市が所管する雨庭は、庭園文化の継承を担う京都の造園力を活かし、道路上等の公共用地を中心に整備を進めています。

企業や地域等との情報交換や連携により、民有地や地域における雨庭の展開に取り組めます。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

制定 平成25年11月15日 条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(10) (略)

(関係条例の一部改正)

3, 4 (略)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	(略)	(略)

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 (略)

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化，公園及び緑地に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	15人以内	2 年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

○京都市都市緑化審議会規則

平成25年11月15日

規則第105号

京都市都市緑化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市都市緑化審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に審議会の会長又は副会長として定められ、又は指名されたものとみなす。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号。以下「近畿圏保全法」という。)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針及び計画

(基本方針)

第三条の二 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

四 都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項

五 市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の第四条第一項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

3 基本方針は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第六条第二項に規定する全国計画及び環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(広域計画)

第三条の三 都道府県は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画(以下「広域計画」という。)を定めることができる。

2 広域計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四 都道府県の設置に係る都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。次条第二項第四号において同じ。)の整備及び管理に関する事項

五 町村の区域内の緑地保全地域内における第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

六 特別緑地保全地区内における第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

3 広域計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする都道府県にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする都県にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする府県にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4 都道府県は、広域計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 都道府県は、広域計画に第二項第五号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

6 都道府県は、広域計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、広域計画の変更について準用する。

(基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき(広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して)、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項(町村にあつては、口から二までに掲げる事項)

- イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準
 - ロ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定(次号ニ、第八条第九項第七号及び第十四条第九項第五号において「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項
 - ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次号ホ、第八条第九項第八号及び第十四条第九項第六号において「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項
- 六 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する次に掲げる事項
- イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ロ 緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの(以下「機能維持増進事業」という。)の実施の方針
 - ハ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ニ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
 - ホ 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
- 七 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号において「生産緑地地区」という。)内の緑地の保全に関する事項
- 八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 九 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 十 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
- 3 前項第六号ロに掲げる事項には、市町村又は第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構(以下この項及び次章第二節において「都市緑化支援機構」という。)が特別緑地保全地区内の土地において行う機能維持増進事業に関する事項を定めることができる。この場合において、都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業に関する事項を定めるときは、あらかじめ、都市緑化支援機構の同意を得なければならない。
- 4 基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。
- 5 市町村は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 市は、基本計画に第二項第五号イに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴かななければならない。
- 7 町村は、基本計画に第二項第五号ロ又は第六号イ若しくはロに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同項第五号ハ若しくはニ又は第六号ハからホまでに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。
- 8 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 9 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(後略)